令和５年度調理師試験の実施について

調理師法（昭和３３年法律第１４７号）第３条の２第２項の規定により青森県知事から委任された調理師試験について、次のとおり実施する。

令和５年４月３日

公益社団法人調理技術技能センター
理事長　　宇都宮　久俊

１　試験の日時及び場所

（１）日時

令和５年１０月２８日（土曜日）午後１時３０分から午後３時３０分まで

（２）再試験日時

令和５年１２月９日（土曜日）午後１時３０分から午後３時３０分まで（災害等により（１）の日程で試験が実施できなかった場合に（２）の日程で再試験を実施）

（３）試験会場

青森県観光物産館アスパム（青森市安方一丁目１番４０号）

２　受験申請用書類の配布期間及び配布場所

（１）配布期間

令和５年５月８日（月曜日）から６月２日（金曜日）まで

（２）配布場所

青森県健康福祉部保健衛生課

県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室（県内各保健所。ただし、青森市保健所及び八戸市保健所は含みません。）

公益社団法人調理技術技能センター

３　受験申請用書類の受付日時及び場所

（１）一般郵送受付

令和５年５月８日（月曜日）から６月２日（金曜日）まで（同日消印有効）

東京都中央区日本橋堀留町２丁目８番５号　ＪＡＣＣビル５階

公益社団法人調理技術技能センター　調理師試験担当あて

（２）団体窓口受付（５名以上で、電話連絡が必要）

令和５年５月８日（月曜日）から６月２日（金曜日）までの平日の午前９時から午後５時まで

公益社団法人調理技術技能センター　調理師試験担当

（３）受験申請用書類の郵送対応（青森県外などの遠隔地にお住まいの方）

令和５年５月８日（月曜日）から５月１９日（金曜日）到着分まで

請求先は一般郵送受付と同じ住所

４　受験資格

（１）学歴

ア　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第５７条の規定に基づき、高等学校の入学資格を有する者（中学校卒業以上の者）

イ　旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校２年の課程を終わった者又は厚生労働大臣が同等と認める者

（２）職歴

調理師法施行規則第４条に定める施設で、２年以上調理業務（原則週４日以上かつ１日６時間以上）に従事した者

５　受験手数料

６，１００円

６　合格発表の日時等

（１）日時

令和５年１２月１５日（金曜日）午前１０時

（２）掲示場所

公益社団法人調理技術技能センター掲示板

県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室掲示板（県内各保健所。ただし、青森市保健所及び八戸市保健所は含みません。）

（３）ホームページ

公益社団法人調理技術技能センターホームページアドレス

https://chouri-ggc.or.jp

７　問い合わせ先

（１）公益社団法人調理技術技能センター　調理師試験担当

電話　０３（３６６７）１８１５

（２）青森県健康福祉部保健衛生課

電話　０１７（７３４）９２１３